

第5章 潜水探査業務

第1節 潜水探査

- 5 - 1 - 1 適用の範囲

本節は、潜水探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

- 5 - 1 - 2 探査準備

探査準備は、 - 4 - 1 - 2 探査準備を適用する。

- 5 - 1 - 3 設標

受注者は、潜水探査のため海上に標識桿等を設置しなければならない。

- 5 - 1 - 4 潜水探査

1 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び位置の潜水探査を行わなければならない。

なお、GNSSを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、磁気探査機（簡易探査計）を携行した潜水土により潜水探査を行わなければならない。

なお、特記仕様書に突棒探査又は見通し探査の定めのある場合、それに従わなければならない。

3 潜水探査

(1) 受注者は、簡易探査計にて行う調査は、異常点を中心に半径15m以内の区域を入念に探査漏れないように潜水探査を行わなければならない。

(2) 受注者は、突棒にて行う調査は、磁性のない突棒を使用し、探査区域を探査漏れないよう入念に50cm以内の間隔で行わなければならない。

(2) 受注者は、事前に探査機の性能表を監督職員に提出し、その承諾を得なければならない。

(3) 受注者は、潜水探査により確認された磁気異常物が爆発物等の危険物以外のものであれば、すべて引き揚げなければならない。

ただし、引き揚げが困難な場合の処置は、設計図書に基づいて監督職員と協議しなければならない。

(4) 受注者は、引き揚げられた異常物の現場発生品調書を作成し、図面及び特記仕様書に記載された場所又は監督職員の指示する場所で引き渡さなければならない。

(5) 引き揚げられた異常物が磁気探査の結果に照らし疑義があり、その原因が探査に瑕疵があると認められる場合、監督職員は、再度、潜水探査を指示するものとする。

4 残存爆発物が発見された場合への処置

受注者は、潜水探査で残存爆発物その他危険物が発見された場合、位置の確認のできる標識を設置し、直ちに監督職員及び関係官公庁に通知しなければならない。

5 受注者は、図面及び特記仕様書に定める揚収物の措置を行わなければならない。

6 受注者は、図面及び特記仕様書に定める警戒船を配置しなければならない。

- 5 - 1 - 5 成果

1 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、

その定めによらなければならない。

2 受注者は、成果物としては次に掲げる内容を記載した報告書を2部作成し、監督職員に提出しなければならない。

- ・ 件名
- ・ 探査場所
- ・ 探査期間
- ・ 探査位置図
- ・ 探査機器
- ・ 測定方法
- ・ 磁気異常測定値一覧表
一覧表には異常点番号、磁気量、品名、形状寸法、埋没深度、探査年月日等を記載するものとする。
- ・ 確認された磁気異常物の写真集
- ・ 磁気異常物の確認された位置図
- ・ 探査結果の考察